

南あわじ市における民間施設についての基本方針

不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設についてのガイドライン

南あわじ市教育委員会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。

不登校児童生徒の相談・指導について、様々な理由で適応教室、学ぶ楽しさ支援センター等の公的機関への通所が困難な状況であり、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合には民間施設への通所又は入所を考慮することができる。このガイドラインは、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考しながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を十分に把握して総合的に判断することが求められる。

1 実施主体について

- (1) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けた支援を行っていること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

2 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況把握に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリングを行う場合は、公認心理師や臨床心理士等の有資格者や心理学や精神医学など、それを行うにふさわしい専門知識と経験を備えたスタッフが担当していること。

4 施設・設備について

- (1) 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- (2) 利用施設・設備にあっては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

5 学校と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーに配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子・相談・指導の経過な必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭に必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

施設での指導経過を定期的に連絡するなど、家庭と十分に連携・協力する関係を保つこと。

7 指導要録上の出欠の取扱いについて

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設で相談や指導を受けている場合の指導要録上の出席の扱いは、令和元年10月25日付の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」にある『別記1』による。

8 事務手順

出席扱いとするための事務手順。

- ① 本人・保護者が学校に出席扱いを依頼
- ② 校長は施設を訪問し適否を評価
- ③ 校長は評価を教育委員会に提出し協議
- ④ 協議を受け教育委員会が施設を訪問し適否を評価
- ⑤ 教育委員会は校長に意見書
- ⑥ 校長は保護者からの申請日以降、出席を認定します。

※出席扱いは、保護者からの申請日以降に認められる